

# 教育と徳理論

三立佐  
澤花藤  
紘幸邦  
一郎司政

教育哲学会『教育哲学研究』第125号（二〇二二年五月発行）抜刷

# 教育と徳理論

三澤 紘一郎  
立花 幸司  
佐藤 邦政

## 教育と徳理論 — 導入

『ニコマコス倫理学』においてアリストテレスは、徳 (arete) を知的な徳 (e.g. 知恵、賢慮) と性格の徳 (e.g. 気前のよさ、節制) の二種類に分類し、前者の獲得 (と発展) を教示に、後者のそれを習慣に結びつけた (1103a14-17)。このような古代以来の教育と徳 (virtue) —— 「人を卓越した人間にする性質」(Baraly 2015, 5) —— の内在的なつながりに鑑みれば、二〇世紀半ば以降の英語圏哲学において、徳倫理学 (virtue ethics) や徳認識論 (virtue epistemology) というかたちで復興を遂げたさまざまな徳理論が、教育領域に応用されたり、そこで新たな展開を見せたりしていることに不思議はない。

性格の徳を主題とする徳倫理学は、(本人が徳倫理学者を

自称したわけではないもの) G・E・M・アンスコム (G. E. M. Anscombe) の「現代の道徳哲学」(1958) を嚆矢とする。徳倫理学は、行為の正しさの原理の策定を本懐とする義務論と功利主義に対して、行為の正しさを「有徳な人が当該の状況にあるときになす行為」のように捉えなおし、行為者がどのような人であるかに目を向ける。現代の徳倫理学者たちは、例えば「新アリストテレス主義者」として、エウダイモニア (幸福 / eudaimonia/flourishing or happiness) やアリストテレスが性格の徳ではなく知的な徳に数え入れたフロネーシス (賢慮 / phronesis/practical or moral wisdom) に特に焦点を当てながら、徳や徳が発揮される行為に関する議論を展開させてきた。

幸福 / 繁栄 (flourishing) や善き生を教育の目的とする議論は、英国教育哲学の創始者の一人である P・ハースト

(Paul Hirst = 二〇二〇年に死去)、『ハーストとほとんど変わらない時期から論考を発表してきたJ・ホワイト (John White)』、英米を跨いで活躍するH・ブリッグハウス (Harry Brighouse) など、多くの教育哲学者たちによって推進されてきた。この流れに、『A・マッキンタイア (Alasdair MacIntyre)』、『N・スノー (Nancy Snow)』、『D・カー (David Carr)』、『R・カレン (Randall Curran)』、『K・クリスチャンソン (Kristján Kristjánsson)』、『D・デ・ロイテル (Doret de Ruyter)』といった徳倫理学の主唱者たち、あるいは徳倫理学に影響を受けた論者たちが生み出す論考が加わり、幸福／繁栄と教育というテーマは (特に英国) 教育哲学の一大潮流を形成している。徳についての議論は、その潮流を構成する主要要素の一つとなっていると言っている。

知的な徳を主題とする徳認識論も、探究の対象の中心を知識から (徳倫理学と同様に) 「徳のある人」という行為者に移して／広げている。徳認識論はその方向性から二種類に大別することができると言っている。一つは、『E・ソウザ (Ernest Sosa) の「筏とピラミッド」 (1980)』に端を発する徳信頼性主義 (virtue reliabilism) と呼ばれる立場であり、ある人のもつ信念はその人の知的徳が発揮されたものであるかという観点を中心に、伝統的な認識論の問題群にアプローチする。この

立場は、『知的徳を記憶や視力などの能力あるいは機能と捉える傾向が強い。一方の徳責任主義 (virtue responsibility) は、知的徳に誠実さや開かれた心性といった性格特性 (character traits) を含め、それらに力点を置くことで従来の認識論の枠組みを超え、倫理や教育とも結びつきながら進展してきた。』

教育哲学の領域においては、『J・マカリストア (James MacAllister) が徳認識論の議論の枠組みを使って、『ハーストとW・カー (Wilfred Carr) による教育哲学の役割をめぐる論争を検討した論文 (MacAllister 2012)』、『B・ロツツイ (Ben Kotzee) が二〇一三年に『*Journal of Philosophy of Education*』誌で徳認識論と社会認識論について編んだ特集 (二〇一四年に書籍化) などが目立っている。』

日本の教育哲学においても、徳倫理学の再興に先立つアンスコムの行為論に着目した論文 (山口二〇一二) や、徳認識論の知的徳をめぐる議論から「エビデンス」を分析した論文 (杉田二〇一五) などがすでに出ており、「教育と徳」は決して目新しいテーマであるわけではない。

もちろん、徳に注目して教育を論じる研究には批判もある。一九七〇年代から徳に関連する論考を発表し、徳の涵養や教育についての議論を先導してきたD・カーは、直近

の論文において、教育哲学で隆盛を誇っている「徳—幸福—賢慮」論や（徳責任主義の旗手である）L・ザグゼブスキ（Linda Zagzebski）流の「手本」論に、鋭い批判を向けている（Carr 2021）。このような真正の批判には、教育と徳をめぐる議論を大きく動かす推進力があり、このテーマをめぐる現在の議論状況は、きわめて健全なものであると言うことができるだろう。

二〇二二年九月一九日（日）に行われたラウンドテーブルでは、『ニコマコス倫理学』の翻訳者であり、徳倫理学に精通されている立花幸司氏と、（徳責任主義者である）M・フリッカー（Miranda Fricker）の『認識的不正義』の翻訳を準備され、徳認識論に通暁されている佐藤邦政氏に、それぞれ現在の関心テーマをご報告いただいた。

## 文献

- Battaly, H. (2015) *Virtue*. Cambridge: Polity.  
Carr, D. (2021) Where's the Educational Virtue in Flourishing? *Educational Theory*, 71(3), 389–407.  
MacAllister, J. (2012) Virtue Epistemology and the Philosophy of Education. *Journal of Philosophy of Education*, 46(2), 251–270.

杉田浩崇（二〇一五）「エビデンスに応答する教師に求められる倫理的資質——徳認識論における知的な徳の位置づけをめぐる——」『教育学研究』第八二巻第二号、二二九—二四〇頁。

山口裕毅（二〇二二）「徳倫理学の再興序説としてのアンスコム行為論——多元的社会における教育哲学への示唆——」『教育哲学研究』第一〇五号、二二八—二四九頁。

（三澤紘一郎）

## 日本の哲学・倫理学分野における徳倫理学の受容からみる教育という論点の位置づけ

現在、哲学・倫理学の業界では「徳倫理学（virtue ethics）」がちょっとしたブームになっている。古代ギリシアのアリストテレスを始祖とする「由緒正しい」道徳理論でありながらも、徳倫理学は長らく倫理学・道徳哲学の表舞台から退いていた。近代以降、現代に至るまで義務論と功利主義という二大理論が席捲してきたが、その舞台に徳倫理学が鮮烈なかたちで再登場したのは一九五〇年代になってのことである。当時、オックスフォード大学にはG・E・M・アンスコム（G. E. M. Anscombe）、F・フット（Philippa

Foot)、I・マードック (Iris Murdoch)、M・ワーノック (Mary Warnock) といった (その後いずれも国際的に名を馳せることになる) 若き女性哲学者たちが所属していた。彼女らは、「くすべし」や「くせねばならない」といった道徳語を分析しその普遍性と指令性から倫理を考えた R・M・ヘア (Richard Mervyn Hare) らと対立し、人間の「生き方」と、生き方を支える「人柄・性格」という観点から倫理を考えるのが倫理学であると論じた。そして、そのようにして倫理を考えた人としてアリストテレスを召喚し、彼が唱えた性格の「アレテー (徳)」の考え方に立ち帰るべきだと主張したのである。オックスフォードの哲学界において「クーデター」とまで評されたこの学術運動は、その後多くの賛同者 (とそれと同じくらい多くの批判者) を獲得することとなる。とりわけ、西洋古典の素養をもちながら現代の分析哲学の諸問題に切り込んでいった D・ウィギンズ (David Wiggins)、J・マクダウェル (John McDowell)、R・ハーストハウス (Rosalind Hursthouse) らの功績により、徳倫理学は古代ギリシア哲学者も現代分析哲学者も巻き込む大きな潮流となり、アリストテレス流の現代徳倫理学 (Aristotelian virtue ethics) は、現在では義務論、功利主義と並ぶ第三の規範理論としての地位を獲得している。

私の調べに拠れば、この現代の徳倫理学が日本で本格的に紹介されはじめたのは一九九〇年代になってのことである (立花二〇二一)。それを準備した研究者たちの地道な研究活動があったことは言うまでも無いが、この発表では、「教育」という論点が日本の哲学・倫理学分野で受容されるに際してどのように扱われてきたのかをより広い観点から報告した。そして、哲学・倫理学分野においては、教育という論点の重要性はあまり認識されてこなかったことを指摘した。これについては、元々の (つまり古代ギリシアにおける) 徳倫理学ではプラトンもアリストテレスも徳の教育の重要性を認識しているだけに、現代の日本の哲学・倫理学分野において、徳倫理学の受容に際して教育という論点が重視されなかったことは奇異にも映る。

発表時には扱えなかったが、この問題をより深く検討するために、古代ギリシアのアレテーとしての「徳」という考え方がどのようにして日本に広まっていったのかを検討する必要がある。言うまでも無く、「徳」という漢字そのものは古代中国において儒教や漢訳された際の仏教で使われており、紀元五世紀には日本に伝わっている。その後、日本の思想史の至るところで見ることのできる。また戦後に至るまでその評価が二転三転した言葉でもある。それだから、教育という論

点の扱いの奇異さを理解する上では、日本語としての「徳」という言葉に対する理解が、漢語的な徳と古代ギリシア的な徳のあいだでどのように揺れ動いたのかを把握し、そうした歴史的な変遷をふまえたうえで、現代日本における徳倫理学の受容を理解する必要がある。

こうしたアプローチは、洋の東西を越えた哲学研究として、学術的にも有益な成果をもたらせるのではないかと期待している。他方で、狭義の哲学の範疇を越えた取り組みでもあり、教育学、歴史学、文学、心理学といった関連諸分野の研究者との連携が求められるものでもある。この度の報告も、二〇二〇年度から四年間かけて、哲学と教育哲学を融合し、同時に教育実践に寄与するかたちで徳認識論の理論を構築しようという左記のプロジェクトの一部となされたものである。

科学研究費補助金基盤研究（B）「哲学、教育哲学、教育実践を架橋した共同研究による新たな徳認識論の理論の構築」(20H01178) (研究代表・立花幸司)

報告時にも触れたが、このプロジェクトでは定期的に研究会を実施しているので、この報告（やさらにはこのワークショップ自体に）関心をもった研究者の人は、科研課題の期

間中でも終了後でも、気軽に声を掛けてもらえれば嬉しい。自由闊達に議論し交流することは研究者の徳の一つだと言っ

## 文献

立花幸司（二〇二二）「現代徳倫理学について——理論の概要、日本における始まり、教育という論点」『フィルカール』第六巻第二号、八二—一一〇頁。

（立花幸司）

## 証言的正義の徳から解放的徳としての変容へ

本ラウンドテーブル企画者の三澤絃一郎氏が述べるように、徳と教育は、歴史的にも概念的にも密接な結びつきがある。

しかし、徳倫理学や徳認識論を踏まえた徳の教育論においては、いくつかの重要な論点が検討されていない。その一つは、徳の教育論では、個人が徳を獲得するプロセスをコントロールでき、自分で努力して徳を涵養する自己陶冶が理想とされるという前提である（佐藤二〇二二）。しかし、個人が真摯に努力するプロセスそれ自体を不当に妨げる社会的、政治的、あるいは、認識的要因がないだろうか。このような不正が子

どもの人格形成に及ぼす影響は小さくないはずである。このことは、もちろん、徳の教育の可能性を否定するものではない。むしろ、徳の教育についての新たな可能性を見出しうるためには、現在の徳認識論や徳倫理学を手放しで教育哲学に應用するのではなく、それらの議論に内在的な仕方徳の教育の可能性と限界について検討することが求められている。

今回のワークショップでは、知識獲得・伝達を不当に妨げる認識的不正義 (epistemic injustice) を取りあげ、その文脈における徳の役割に着目した。認識的不正義とは、人種、民族、国籍、社会階級、階層、ジェンダー、セクシュアリティなどの社会的アイデンティティに対する偏見が原因で、一部の人々が認識主体としての能力を貶められる不正のことである。これまでの認識論では、既存の教育認識論も含めて、合理的で理想化された認識主体が議論の前提とされてきたため、偏見やいびつな権力関係が知識獲得に及ぼす影響が検討されてこなかった。これに対して、ミランダ・フリッカー (Miranda Fricker) は『認識的不正義』(OUP, 2007)において、倫理学で論じられてきた不正の概念を認識論に持ちこみ、正義より不正義に注目することで、複雑な社会的・政治的関係に位置づけられる主体が社会の認識実践で被りうる種類の不正義に光を当てたのである。

拙報告は、認識的不正義のなかでも主要な種類とされる証言的不正義 (testimonial injustice) に議論の焦点を絞り、それへの対処としてフリッカーが提示する証言的正義の徳 (virtue of testimonial justice) を検討するものであった。具体的には、まず、証言的不正義を是正するために正義の徳という考え方を提供するフリッカーの議論を紹介し、その議論に対する二つの代表的批判について評価した。

そのうえで、現時点で見込みがあると私が考える解決についての萌芽的アイデアを提示した。証言的正義の徳に対する批判から見えてくるのは、私たちは自分の社会的立場に応じた特定の利害関心を持ち (それゆえ、権力者は、外集団の人々に背を向け見ないふりをしがちである)、特定の身体を持つゆえに様々な思考や感情的な偏りがある主体である、ということである。このことを踏まえて私は、証言的不正義の是正で目指されるべきことは、主体からあらゆる偏見を取り去る理念の達成ではなく、特定の対人関係に相対的に関連する無知や偏見に気づき、可能な対応を見出すよう動機づけられた思考を持つ人への変容であると論じた。次に、こうした変容は個人が何に価値を見出すのかについての変容を伴うため、この点を現代形而上学者・A・ポール (Laurie Ann Paul) の変容経験論 (Paul 2014) を踏まえて説明し、解放

(佐藤邦政)

的徳として定式化した。三つ目に、この解放的徳は個人が複数の人々とインターパーソナルに徳を發揮しうる環境があつて初めて涵養しうることを、接触仮説等の経験的証拠に照らして示唆した。

三澤紘一郎(群馬大学)

立花幸司(千葉大学)

佐藤邦政(茨城大学)

最後に、質疑応答において、教育実践における偏見のリスクや日本における認識的不正義の具体的事例、そのほか様々な質問と批判を受けた。これらは私の思考の不十分な点を明確にし、別の仕方での思考へいざなってくれる有難い指摘ばかりであった。

## 文献

- Paul, L. A. (2014) *Transformative Experience*. Oxford: Oxford University Press. (奥田太郎・薄井尚樹(訳))
- (2017). 『今夜ヴァンパイアになる前に——分析の実存哲学入門』名古屋大学出版会)
- 佐藤邦政(二〇二二)「人間形成と人間構築とともに視野に入れる知的徳の保育・教育論——解放的徳と認識的不正義を両輪とする展望」『フィロカル』第六卷第二号、一一一—一三三頁。
- Sato, Kuninasa (2021) "Good Learning and Epistemic Transformation." *Episteme*. DOI: <https://doi.org/10.1017/>